

富士宮市及び富士宮商工会議所との

「(知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定の実現に
関する詳細を定める)覚書」の締結について

覚 書

- 事 業 (1) 小学校、中学校及び高等学校における知的財産に係る教育事業
(2) 富士宮市知的財産権取得事業補助金の交付に関する審査事業
(3) 知的財産に係る講演会事業

有効期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

締 結 者 日本弁理士会東海支部 支部長 小島清路

富士宮市 環境経済部長 堀江 裕之

富士宮商工会議所 専務理事 望月 利浩